

永平寺町児童手当事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

福井県吉田郡永平寺町長 河合永充

永平寺町規則第12号

永平寺町児童手当事務処理規則の一部を改正する規則

永平寺町児童手当事務処理規則(平成24年永平寺町規則第11号)の一部を次のように改正する。

第4条第6項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。